

(ご案内) 介護保険 利用者負担の減免制度 (災害・収入減少)

災害で住宅等に著しい損害を受けた場合や、生計を主として維持している方の死亡・長期入院などにより収入が著しく減少した場合については、申請により、利用者負担が減免されます。

対象となる方

千葉市の介護保険被保険者証を持っており、要介護（要支援）認定を受けられた方のうち、以下のいずれかに該当する方で、その被災から3か月以内に申請できる方。

- 災害により、被保険者本人または被保険者の世帯の生計をおもに維持する方が所有する住宅・家財が半焼(半壊)以上の損害を受けた場合。
- 被保険者の世帯の生計をおもに維持する方の死亡、障害、長期入院、事業の損失、失業、農業の不作等により、世帯の収入が著しく減少した場合。

減免内容

申請月から6か月間（最長1年まで更新申請により延長可能）、介護サービスを利用した際に支払う1割（2割又は3割）の利用者負担を、10%（20%または30%）から3%に軽減します。

申請に必要なもの

申請には次のものがが必要です。世帯全員分を持参し、下記窓口にて手続きをして下さい。

- 印鑑（被保険者のみ）
- 『利用者負担 減額・免除申請書』、『収入見込額計算書』（収入減少の場合）
- 「介護保険料決定通知書」または「介護保険被保険者証」（被保険者のみ）
- 減免事由発生を証明できるもの、収入減少を証明できるもの（下表参照）

減免事由	減免事由発生を証明	収入減少を証明
災害	り災証明書	課税証明書、 給与明細書、 申告書 等
障害、長期入院	医師の診断書	
事業の損失・廃止	申告書、決算書、法人登記簿 等	
失業	失業証明書 等	
農業の不作	農業共済の保険適用を証する書類	

審査後、対象者の方に「介護保険 利用者負担額減免・免除認定証」を交付しますので、サービス利用の際に事業所へ呈示してからご利用ください。

お問い合わせ先（各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室）

中央区	TEL 043-221-2198	花見川区	TEL 043-275-6401
稲毛区	TEL 043-284-6242	若葉区	TEL 043-233-8264
緑区	TEL 043-292-9491	美浜区	TEL 043-270-4073